

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月19日
【届出者の氏名又は名称】	楽天株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	050-5581-7535
【事務連絡者氏名】	保険事業戦略部 杉山 蘭房
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	楽天株式会社 (東京都世田谷区玉川一丁目14番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、楽天株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、朝日火災海上保険株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年1月30日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

保険業法第271条の10第1項

(3) 許可等の日付及び番号

保険業法第271条の10第1項

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

保険業法第271条の10第1項

(訂正前)

公開買付者は、対象者の主要株主基準値(保険業法第2条第13項で定義されます。)以上の数の議決権の保有者になろうとする者に該当するため、本株式取得については、同法第271条の10第1項により、あらかじめ、金融庁長官の認可(以下、本項において「本認可」といいます。)を受けることが必要になります。

公開買付期間の末日の前日までに、金融庁長官から、本認可を受けることができなかった場合、金融庁長官から本認可を受けたが、本認可に公開買付者が同意できない条件(同法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合又は公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

金融庁による本認可申請の標準処理期間は30日間とされているところ(保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。))第246条第1項第17号の2)、公開買付者は、本株式取得に関して、既に金融庁に対する事前相談は行っておりますが、手続上は、本公開買付けの開始以降、速やかに、金融庁長官に対し、本認可の正式申請を行う予定です。なお、金融庁長官から本認可を取得した場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

公開買付者は、対象者の主要株主基準値(保険業法第2条第13項で定義されます。)以上の数の議決権の保有者になろうとする者に該当するため、本株式取得については、同法第271条の10第1項により、あらかじめ、金融庁長官の認可(以下、本項において「本認可」といいます。)を受けることが必要になりますが、公開買付者は、本株式取得に関して、平成30年2月6日付で、金融庁長官に対し、本認可の正式申請を行い、平成30年2月16日付で、本認可を取得しました。

なお、公開買付期間の末日の前日までに、金融庁長官から、本認可が取り消され又は撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が発生した場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(3) 【許可等の日付及び番号】

保険業法第271条の10第1項

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成30年2月16日

許可等の番号 金監第375号